

南箕輪村地域公共交通協議会（第1回） 次第

日時：令和6年5月20日（月）

地域公共交通会議終了後

場所：役場3階第1・2委員会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議事項

（1）役員の任命について

副 会 長：_____ 監 事：_____、_____

事務局長：_____

（2）令和5年度事業報告及び決算報告について

（3）令和6年度事業計画（案）及び予算（案）について

（4）その他

4 その他

5 閉 会

南箕輪村地域公共交通協議会 委員名簿

(委嘱期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

役職名	所属	職名	委員氏名	選出区分	備考
会 長	南箕輪村	村長	藤城 栄文	地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体	
委 員	伊那バス株式会社	代表取締役社長	藤澤 洋二	公共交通事業者等	
	ジェイアールバス 関東株式会社 伊那支店	支店長	西津 芳則		
	有限会社白川タクシー	代表取締役	白川 光朗		
	伊那バス労働組合	自動車対策部長	北澤 昭彦		
	村区長会	副区長会長	佐々木 邦博	地域公共交通の利用者	
	北陸信越運輸局長 野運輸支局	首席運輸 企画専門官	山岸 康範	道路管理者、港湾管理者 その他地域公共交通計画 に定めようとする事業を 実施すると見込まれる者	
	伊那建設事務所	維持管理課長	塚田 英樹		
	伊那警察署	交通課 交通係長	高梨 幸太	公安委員会	
	南箕輪村	福祉課長	山崎 一	地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体	
	南箕輪村 社会福祉協議会	事務局長	伊藤 千登世	学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者	

事務局	所属	職名	氏名		
	地域づくり推進課	課長	高橋 里江		
		係長	横道 崇		
		主査	清水 亮輔		

南箕輪村地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、南箕輪村地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、南箕輪村4825番地1南箕輪村役場内に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 法第5条の規定による地域公共交通計画、法第27条の16の規定による地域公共交通利便増進計画及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号ほか)第3条第2項の規定に基づく計画の作成、変更、実施及び連絡調整
- (2) 前1項に関連した道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るために必要な事項
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織し、その者又はその団体、機関等から選出された者を協議会の委員とする。

- (1) 南箕輪村長(以下「村長」という。)
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (4) 住民又は利用者の代表者
 - (5) 北陸信越運輸局長又はその指名する者
 - (6) 道路管理者、長野県警察、その他協議会が必要と認める者
- 2 協議会に、専門的知識を有するアドバイザー等を置くことができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長は、村長とし、協議会を代表する。
- 3 副会長及び監事は、委員の中から会長が任命する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、設立時の委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

2 委員の欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会議及び運営等)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要に応じて委員以外の関係者を会議に出席させることができる。

4 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決定するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、会議の内容が軽微な場合、又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面審議により議事を決することができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

6 協議会が決定した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

7 前6項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(経費の負担)

第8条 協議会の運営に要する経費は、南箕輪村負担金、国庫補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

2 協議会の収支予算は協議会の議決により定め、協議会の収支決算は監事の監査を経て協議会の承認を得なければならない。

(協議会の解散)

第10条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(規約の変更)

第11条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、南箕輪村地域づくり推進課内に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長は、会長が命じた者を充てる。

(委任)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和 5 年 4 月 20 日から施行する。

令和5年度 南箕輪村地域公共交通協議会 事業報告

1 南箕輪村地域公共交通協議会の開催

(1) 第1回南箕輪村地域公共交通協議会 (R5.4.20 村民センター大会議室)

(協議事項)

- ①南箕輪村地域公共交通協議会について
- ②令和5年度事業計画(案)及び予算(案)について

(2) 第2回南箕輪村地域公共交通協議会 (R5.12.19 役場講堂)

(協議事項)

- ①南箕輪村地域公共交通基礎調査結果について

(3) 第3回南箕輪村地域公共交通協議会 (R6.3.22 役場第2会議室)

(協議事項)

- ①次年度における地域公共交通計画策定について
- ②南箕輪村地域公共交通再構築試案について

2 令和5年度 南箕輪村地域公共交通基礎調査

(1) 地域概況・交通施策の状況把握

(内 容)

- ①地域概況の把握
- ②上位計画・関連計画の把握
- ③公共交通施策の把握

(2) 地域住民利用実態調査

各施策について、以下の調査・分析を行った。

①アンケート調査 (R5.9.11～12 実施)

公共交通の利用者に対して、利用状況や意見・要望等を把握するためのアンケート調査を実施。調査は調査員の乗り込みによる聞き取りと運転手からの配布の併用。

②乗降調査 (R5.9.11～25 実施)

各バス停の乗降人数を計測し、区間ごとの利用実績などを把握。計測には、車内にドライブレコーダーを1週間程度設置。

(3)住民アンケート調査(R5.7.21～8.15 実施)

村民の日常生活における移動実態と公共交通に対する考え方やニーズを把握するためのアンケート調査を実施。調査は世帯単位で実施し、1,000 世帯に対して実施。

(4)地域公共交通を取り巻く課題の整理、報告書の作成

各種データ等の整理や各種調査の結果等を踏まえ、南箕輪村における公共交通の課題等を整理し、南箕輪村地域公共交通計画策定に向けた報告書の作成。

令和5年度南箕輪村地域公共交通協議会決算書

収入合計	4,992,024
支出合計	4,992,000
差引残高	24

収入の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	説 明
負 担 金	3,994,000	3,994,000	0	南箕輪村
補 助 金	998,000	998,000	0	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
繰 越 金	0	0	0	前年度繰越金
雑 収 入	0	24	24	預金利息他
合 計	4,992,000	4,992,024	24	

支出の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	説 明
委 託 料	3,993,000	3,993,000	0	地域公共交通基礎調査業務委託
返 還 金	998,000	998,120	△ 120	南箕輪村
手 数 料	1,000	880	120	振込手数料
予 備 費	0	0	0	
合 計	4,992,000	4,992,000	0	

監査の結果、帳簿・証拠書類等適切に処理されていることを認めます。

令和 6 年 4 月 24 日

監事 南箕輪村福祉課長

山崎 

監事 南箕輪村社会福祉協議会事務局長

伊藤千登世 

令和6年度南箕輪村地域公共交通協議会事業計画(案)

1 南箕輪村地域公共交通協議会の開催

(1) 第1回南箕輪村地域公共交通協議会 (R5.5.20 役場第2会議室)
(協議事項)

- ①令和5年度事業報告及び決算報告について
- ②令和6年度事業計画(案)及び予算(案)について

(2) 第2回南箕輪村地域公共交通協議会 (R6.8月頃)

(3) 第3回南箕輪村地域公共交通協議会 (R6.11月頃)

(4) 第4回南箕輪村地域公共交通協議会 (R7.2月頃)

2 南箕輪村地域公共交通計画策定スケジュール(案)

- ・6月～8月 方針・施策検討、計画素案の作成
- ・8月 第2回協議会開催
- ・8月～11月 計画案の作成
- ・11月 第3回協議会開催
- ・11月～R7.1月 パブリックコメントの実施
- ・R7.2月 第4回協議会開催、計画案の決定

令和6年度南箕輪村地域公共交通協議会事業予算(案)

収入合計	2,800,024
支出合計	2,800,024
差引残高	0

収入の部

(単位：円)

科 目	新年度 予算額	前年度 予算額	増 減	説 明
負 担 金	2,300,000	3,994,000	△ 1,694,000	南箕輪村
補 助 金	500,000	998,000	△ 498,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
繰 越 金	24	0	24	前年度繰越金
雑 収 入	0	0	0	預金利息他
合 計	2,800,024	4,992,000	△ 2,191,976	

支出の部

(単位：円)

科 目	新年度 予算額	前年度 予算額	増 減	説 明
委 託 料	2,299,000	3,993,000	△ 1,694,000	地域公共交通計画策定業務委託
返 還 金	500,000	998,000	△ 498,000	南箕輪村
手 数 料	1,000	1,000	0	振込手数料
予 備 費	24	0	24	
合 計	2,800,024	4,992,000	△ 2,191,976	

今後の南箕輪村地域公共交通計画策定スケジュール

	令和6年度				令和7年度			
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
地域公共交通計画の策定	方針・施策検討 計画案作成	計画案 作成	パブコメ	計画案 の決定				
補助申請（ファイダー系統）					申請			補助期間
新規路線等の運行			予算化	詳細検討 (区域・ルート・時間帯)		運行準備 (許認可・初作物・システム等)		運行
地域公共交通協議会の開催	①	②	③	④	①	②		③